

一般社団法人 日本循環器学会
循環器専門医認定更新に関する規程

1994年 1月28日 制定	1997年 1月24日 改定
1998年 1月23日 改定	1998年 3月25日 改定
1999年 3月26日 改定	2000年 3月31日 改定
2001年 3月24日 改定	2002年 1月25日 改定
2003年 3月27日 改定	2003年 6月27日 改定
2004年 3月26日 改定	2005年10月14日 改定
2007年 3月15日 改定	2008年 3月28日 改定
2010年 3月 5日 改定	2010年10月22日 改定
2011年 6月24日 改定	2011年10月28日 改定
2012年 1月20日 改定	2013年10月 4日 改定
2015年12月 4日 改定	

1. 日本循環器学会は日本循環器学会認定循環器専門医（以下、循環器専門医）のレベル保持のため、次の方により認定更新制を施行する。
2. 日本循環器学会の認定を受けた循環器専門医は、認定を受けてから5年を経たときに認定更新の審査を受けなければ、引き続いて循環器専門医を呼称することはできない。
3. 認定更新は、専門医制度委員会が行う。
4. 認定更新は、毎年1回『Circulation Journal』に公告して行う。
この公告には、認定更新申請に必要な提出書類や申請期日を記載する。
5. 公告の記載事項に該当する循環器専門医は、公告に従い、所定の書類を添付して認定更新の申請をしなければ、認定の更新を受けることはできない。
6. 認定更新は、認定を受けてから5年間（4月1日～翌年3月31日を1年とする）に専門医制度委員会が指定した学術集会・学術講演会・その他の事業に参加し本会の定める認定更新に必要な研修単位を取得したものについて行う。内科系の専門医については、日本内科学会認定内科医あるいは総合内科専門医を更新していること。外科系の専門医については、外科認定登録医または外科専門医のいずれかを更新していること。小児科系の専門医については、小児科専門医を更新していること。上記に該当しない循環器専門医については、それを代償するに足る資格の有無を専門医制度委員会にて個別に審議する。
7. 認定更新に必要な研修単位取得の対象となる項目については下記のとおり条件を定める。単位加算の申請があった場合には条件との整合性を考慮の上、専門医制度委員会にて審議する。
 - 1) 自己啓発や学習などに対して付与される性質のものであること
 - 2) 研修の機会は全ての専門医に対して公平であること
 - 3) 業務の報酬として与えられるものでないこと
8. 認定更新に必要な研修単位取得の対象となる学術集会・学術講演会とその単位数は、下記により計算する。下記に記載のないものについては、委員会にて審議する。
 - 1) 日本循環器学会が行う学術集会・学術講演会
 - ア. 日本循環器学会学術集会への参加は10単位とする。
 - イ. 日本循環器学会学術集会教育セッションへの参加は5単位とする。
 - ウ. 日本循環器学会地方会への参加は5単位とする。
 - エ. 日本循環器学会地方会教育セッションへの参加は3単位とする。
 - 2) 日本循環器学会以外が行う学術集会・学術講演会
 - ア. 循環器関連学会年次学術集会（別表Ⅰ）への参加は3単位とする。
 - イ. 関連学会年次学術集会（別表Ⅱ）への参加は1単位とする。
 - ウ. 日本医学会総会（4年に1回）への参加は5単位とする。
 - エ. 本会が特に指定する学術集会・学術講演会
 - a) WCC、AHA、ACC、APSC、ESCへの参加は2単位とする。
 - b) 国外で定期に開催される学術集会（別表Ⅳ）への参加は1単位とする。

- 3) 学術論文掲載（筆頭者のみ、学会抄録は含まない）
 - ア.『Circulation Journal』への掲載は、専門医制度委員会にて指定した論文（所定単位表）のみ10単位とする。
 - イ.本会の指定する循環器関連学会学術誌（別表V）への掲載は、英文で5単位、和文で3単位とする。
 - ウ.上記以外の循環器関連学術誌（別表VI）への掲載は、英文で3単位、和文で1単位とする。
9. 単位登録の手続きその他については以下の通りとする。
 - 1) 日本循環器学会の学術集会および地方会の単位登録は所定の方式で行う。日本循環器学会以外が行う学術集会・学術講演会については自己申告とし、参加したことを証明する書類を添付すること。参加単位の登録手続きについては、別に指示する。
 - 2) 『Circulation Journal』への掲載論文については自己申告は不要であり、本会事務局が一括して登録する。
 - 3) 論文は、循環器学にかかわる学術的なものに限る。自己申告の際その写しを添付すること。
10. 認定更新の申請期日までに、疾病など特殊な事情により認定更新が困難である場合には証明書を添付の上、特別措置を専門医制度委員会へ申し出ることができる。
 - 1) 特別措置期間は認定期間終了後の1年間とする。
 - 2) 特別措置期間の単位は更新後の認定期間には加算されない。
 - 3) 特別措置期間中は循環器専門医を呼称することはできない。
11. 認定更新の申請期日までに、産休により認定更新が困難である場合には証明書を添付の上、産休による特別措置を専門医制度委員会へ申し出ることができる。
 - 1) 産休による特別措置期間は認定期間終了後の1年間とする。
 - 2) 産休による特別措置期間の単位は更新後の認定期間には加算されない。次回更新時までに必要な単位はこの特別措置終了後の認定期間内に取得するものとする。
 - 3) 産休による特別措置期間中は循環器専門医を呼称することができる。ただし、この特別期間内に更新できなかった場合は認定期間終了時に遡り専門医資格を取り消す。
12. 海外留学をする場合には、所定の留学届を提出する。認定更新の時点で留学中である場合は、留学前の認定期間中に取得した単位数にかかわらず、所定の更新手続きをすれば認定更新をすることができる。更新日以前または認定期間内に帰国した場合は、修了証明書を提出のうえ、留学期間を比例配分により点数化することができる。比例配分とは、留学期間1カ月を1単位とみなし、これに留学期間（月数）を乗じる。例えば、留学期間が2年間であれば $12 \times 2 \times 1 = 24$ 単位となる。留学期間は10カ月を最小単位とする。10カ月以上の留学期間中に開催された海外学会（WCC、AHA、ACC、APSC、ESC）への参加は、1年度につき1回分のみを必修研修単位15単位として認める。
13. 認定更新の単位付与が認められた研究プロジェクト参加者のうち、単位を希望する場合は、研究プロジェクト事務局に研究調書及び単位申請書を提出する。単位数については大規模臨床試験単位付与規程に従い、専門医制度委員会に申請する。
14. ここに記載された認定更新制に関する事項の改定は、理事会の承認を要する。
15. 認定更新の事務は、一般社団法人日本循環器学会事務局において行う。